

高齢者向け給付金を支給します

所得の少ない高齢者などを対象に、**高齢者向け給付金（年金生活者等支援助臨時福祉給付金）**を支給します。



厚生労働省給付金キャラクター
カクニンジャ

支給対象者

平成28年度中に65歳以上になる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）で、基準日（平成27年1月1日）に、富士市に住民登録があり、平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない人※市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人、生活保護を受給している人などは対象外です。

支給額

一人につき3万円

申請期間

4月25日～7月25日（消印有効）

※申請期間中は、市役所4階に相談窓口を設置します。

申請方法

4月22日（金）に、支給対象者と思われる人に申請書などを郵送します。

申請書を受け取った人は、内容を確認した上で、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送するか、直接相談窓口（市役所4階）に提出してください。

※申請書発送直後は、窓口が大変混雑しますので、郵送による申請をご利用ください。

支給方法

申請書提出後、審査の上、支給・不支給を決定し、原則として申請者名義の口座に振り込みます。※多くの申請が集中した場合、支給まで時間がかかることがあります。

問い合わせ

高齢者向け給付金コールセンター（無料）

☎0120(007)1600

福祉総務課

☎(55)2840 ☎(52)2260

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

高齢者向け給付金に関して、

○市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○市や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

○申請書を提出する前に、市や厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を知ることが、絶対にありません。

自宅や職場などに、市や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、福祉総務課や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。